

## 市内在住の障害者を雇用する 中小企業者等に奨励金を交付します

- 交付期間 障害者を新たに雇用した月から 1年間
- 交付額 1人につき 最大20万円  
（雇用期間6か月ごとに、10万円を上限に2回交付）  
※ 予算の範囲内で交付します
- 交付回数 1事業者につき 1年度に6回まで

### 【対象事業者・要件等】（次のすべてに該当する必要があります）

- 市内に事務所、事業所又は営業所を有する「中小企業者」又は「その他法人」※1で、次の要件を満たすもの
- ① 本市において1年以上の事業実績がある
  - ② 風俗営業等を営んでいない
  - ③ 市税の滞納がない
  - ④ 市内に住民登録のある対象労働者※2の雇用が①～④のとおり
    - ① ハローワークの紹介を受けている
    - ② 雇用保険法の被保険者となっている
    - ③ 1週間当たりの労働時間が20時間以上である
    - ④ 雇用が継続している
  - ⑤ ④の対象労働者を引き続き雇用する予定がある

※1 中小企業者に該当しない、常時雇用する従業員の数が100人以下の法人

※2 身体障害者、重度身体障害者、知的障害者、重度知的障害者及び精神障害者

### ◆ 制度の詳細は、ホームページをご覧ください

【ホームページのご案内】

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/sangyo/shushoku/chushokigyo/1012044/1012058.html>



#### お問い合わせ・申請受付

川越市 産業観光部 雇用支援課

〒350-1123 川越市脇田本町8-1 U PLACE 3階  
川越市民サービスステーション内

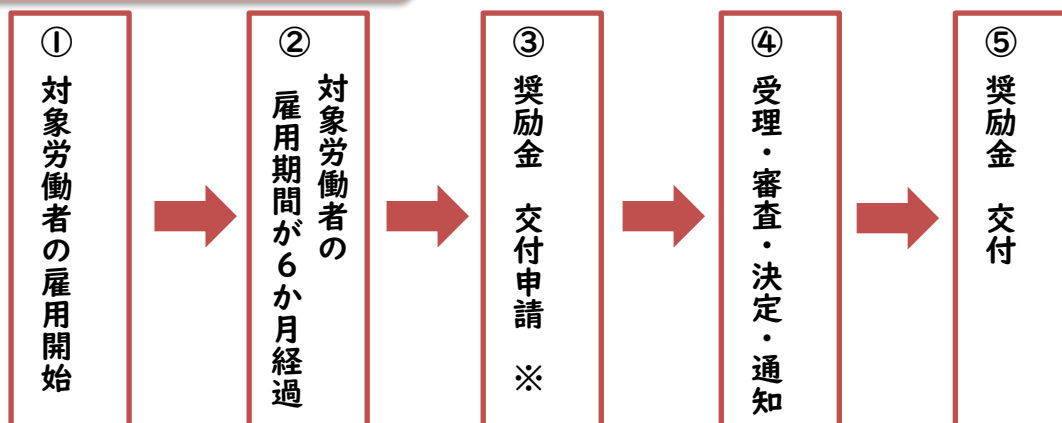
TEL : (049) 238-6702

FAX : (049) 238-6703

<裏面もご覧ください>

## 奨励金交付の流れ

(2回目は②から⑤まで)



※ 交付申請の期限は、次のとおりです（申請書の提出期限を過ぎた場合、その対象労働者に係る奨励金の交付申請をすることができません）

区分	申請書の提出期限
1回目の申請	雇用開始日から起算して9か月を経過する日の属する月の末日 (例：雇用開始日が令和8年4月1日の場合 → 令和9年1月4日*) *令和8年12月31日が市の休日に当たるため、市の休日の翌日が提出期限
2回目の申請	雇用開始日から起算して1年3か月を経過する日の属する月の末日 (例：雇用開始日が令和8年4月1日の場合 → 令和9年6月30日)

## 交付申請の方法

●川越市障害者雇用奨励金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添付して、期限までに提出してください

- ① 申請者が市内に事務所、事業所又は営業所を有する「中小企業者」あるいは「その他法人」に該当することを明らかにする書類（申請日前3か月以内に発行された法人の登記事項証明書、同証明書のコピー など）
- ② 市税の滞納がないことを明らかにする書類（「納税証明申請書兼証明書」）
- ③ 対象労働者であることを明らかにする書類（身体障害者手帳のコピー、療育手帳のコピー、精神障害者保健福祉手帳のコピー（いずれも期限のある場合は期限内のもの） など）
- ④ 対象労働者が市内に在住していることを明らかにする書類（補助対象となる6か月間（単位期間）、継続して市内に在住していることがわかる住民票の写し（コピー不可） など）
- ⑤ 対象労働者についてハローワークの紹介を受けて雇い入れたことを明らかにする書類（ハローワークが発行する紹介状のコピー）
- ⑥ 対象労働者の雇用契約書のコピー
- ⑦ 対象労働者の雇用保険資格取得等確認通知書のコピー
- ⑧ 補助対象となる6か月間（単位期間）における対象労働者の賃金の支払額を明らかにする書類（賃金台帳 など）
- ⑨ 賃金の支払時期を明らかにする書類（就業規則 など）

※ 上記のほか、書類の提出をお願いする場合があります

※ 交付申請時の添付書類は、申請日現在の状況（①～④）、補助対象となる6か月間（単位期間）の状況（⑤～⑨）を反映したものを提出してください

※ 2回目の交付申請時に、上記の添付書類（②、⑧を除きます）の内容に変更がない場合は、省略が可能です

◆ ご不明な点がございましたら、雇用支援課にお問い合わせください